

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付に関する 償還猶予について

返済にお困りの方は、まずはお相談ください。償還免除に該当しない場合でも、病気、失業、収入減少その他の事情により返済が困難な場合には、返済の猶予ができる場合があります。

返済猶予の条件

	理由	ご提出書類
①	地震や火災等に被災した場合	被災証明書、り災証明書等 被災したことがわかる書類
②	病気療養中の場合	診断書など病気療養中であることが わかる書類
③	失業または離職中の場合	退職証明書、離職票等 失業または離職中であることがわか る書類
④	奨学金や事業者向けローン（住宅ロー ンは除く）など、他の借入金の償還猶 予を受けている場合	他の借入金の返済猶予を受けている ことがわかる書類
⑤	自立相談支援機関に相談し、猶予が適 当であると意見を受けた場合	自立相談支援機関からの意見書
⑥	①～⑤以外で返済の猶予が必要と群馬 県社会福祉協議会が認める場合	返済が困難な状況であることがわか る書類 ※生活状況などを伺い、必要な書類をご提出い ただく場合があります。

猶予期間

※原則として、1年間。

※返済期間終了後から年3.0%の延滞利子が発生します。

※猶予期間中に住民税非課税等の償還免除の要件に該当した場合は、ご相談ください。

お問い合わせ先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター

TEL 027-288-0830

(受付時間 月～金 午前9時～午後5時)